

第3章

ASEAN 諸国

[1] アジア諸国全般

知的財産保護制度

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	129
---------------------	-----

[2] ASEAN 各国

1. タイ

関税

高関税品目	131
-------	-----

アンチ・ダンピング

日本産熱延鋼板に対する AD 措置	132
-------------------	-----

サービス貿易

外資規制等	133
-------	-----

2. インドネシア

数量制限

(1) 輸入数量制限	134
------------	-----

(2) 丸太・製材等の輸出規制等	135
------------------	-----

関税

(1) 高関税品目	135
-----------	-----

(2) デジタルカメラの関税賦課に関する問題	136
------------------------	-----

サービス貿易

外資規制等	137
-------	-----

知的財産保護制度

意匠の新規性	139
--------	-----

3. マレーシア

内国民待遇

自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題	139
---------------------------------------	-----

数量制限

(1) 関税法に基づく輸入制限	140
-----------------	-----

(2) 丸太の輸出規制等	141
--------------	-----

関税

鋼板の関税引上げ措置	141
------------	-----

サービス貿易

外資規制等	142
-------	-----

4. フィリピン

最恵国待遇

セメント製品に対するセーフガード措置	144
--------------------------	-----

関税

高関税品目	145
-------------	-----

サービス貿易

外資規制等	146
-------------	-----

5. ベトナム

関税

自動車部品関税の変更	147
------------------	-----

[1] アジア諸国全般

知的財産保護制度

アジア諸国の知的財産の保護に関しては、各国とも法制度自体は備えつつある。これらの国々では WTO 設立以来、TRIPS 協定の履行を目的とする知的財産保護法令の改正が行われてきており、1999 年末までの経過期間を援用しない前倒しの実施への努力がなされてきたことは歓迎すべきである。また、TRIPS 理事会における、途上国に対する法令レビューを一通り行ったが、今後は各国の法制度のみならず、運用実態も含めた履行状況について注視していく必要がある。TRIPS 協定に適合しない状態が存在する場合には、必要に応じて WTO の紛争解決手続を用いて、その是正を求めていくことも検討する必要がある。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

①権利行使の実効性の問題

知的財産に関してアジア諸国に共通する最も重大な問題は、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していること（図表参照）と、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないという問題である。

いうまでもなく、知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、

権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置（侵害差止、損害賠償、侵害品廃棄、差押え及び証拠保全のための暫定措置等）、税関当局による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害を防止できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第 41 条～第 61 条）、加盟国に対して、権利行使手続により効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法を確保することを義務としている（第 41 条）。このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、協定の義務に違反する可能性がある。2000 年 1 月から TRIPS 協定の履行義務が生じた各国における権利行使の実効性の問題について、各国の法体制整備を注視し、協定に適合しない制度・運用が存在する場合には、WTO の紛争解決手続を用いてその是正を求めていくことも検討する必要がある。

アジア諸国の中には、不正商品の取締強化の必要性を認識し、取締当局により積極的な取り組みを進めている国もある。このような取り組みは評価できるものであり、今後、取り組みの一層の強化がなされることを期待する。

＜図表＞ 日本企業製品の侵害の状況

	模倣品等の製造により被害を受けている企業数		模倣品等の流通により被害を受けている企業数	
	2003	2004	2003	2004
アジア地域	597	526	574	486
中国	335	347	260	277
香港				
台湾	147	134	145	131
韓国	126	122	127	112
タイ	29	51	60	71
インドネシア	23	32	47	54
シンガポール	19	25	42	40
マレーシア	30	33	54	58
その他のアジア	56	63	119	101

(注) 重複回答があるため、「アジア地域」の数値はアジア各国の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

(注) 有効回答は 2003 年度：2,341 件、2004 年度：2,452 件

(出典) 特許庁「模倣被害調査報告書」(2005 年度版)

②不正商品問題への対応

アジア諸国における不正商品問題については、国内の権利行使手続を的確に TRIPS 協定に適合するよう求めていくことが急務であるが、上述のように、法制度の整備だけでこと足りるわけではない。

まず、知的財産保護制度を運用する人材の確保が重要であり、官民を問わず、知的財産問題に関する知見を有する専門家の養成に力を注がなければならない。また、権利付与・登録機関や取締機関の事務が適切かつ効率的に機能するために、情報システムの整備等も必要である。このため、我が国を始めとする先進国は、制度整備への協力、研修制度の充実等の技術援助活動を積極的に推進していくべきである。特に ASEAN 諸国は、不正商品の流通国となっている事例も多いことから、国境措置の実効性を向上させるため、税関職員の人材育成に対する支援の強化等についても留意すべきである。

さらに、権利者自らが現地の法制度の枠組み

においてエンフォースメントを実施することが基本ではあるものの、同時に、個別の権利者の取り組みだけではその効果に限界があることから、産業界・権利者と政府とが連携を深め、行政機関による取締りの一層の強化を当該国政府に求めていくことや、当該国の国民にも知的財産の重要性について理解を深め、その保護の意義について認識を向上させるための教育・広報活動等の啓発活動を求めることも必要である。

我が国は、これまでもアジア諸国に対する支援活動を積極的に行ってきたところであり、今後も一層推進していくことが肝要であると考えられる。加えて、不正商品の製造及び流通が複数国間にまたがっているとの実態を踏まえ、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進することも検討すべきである。具体的には、2006 年 11 月の APEC 閣僚・首脳会議において、日米韓が提唱した「IPR 公衆周知ガイドライン」「サプライチェーンガイドライン」が合意される等、模倣品を防止する措置の

強化や知的財産権分野での協力の推進などを通じて知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導する姿勢を示している。また、2006年

9月に署名された日比EPAには、適切な知的財産保護やエンフォースメントに関する要素が盛り込まれた。

[2] ASEAN 各国

1. タイ

関 税

高関税品目

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行関税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD(組立て)部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、上記決定の対象外とされた品目の実行税率は依然として高く(非農産品の平均実行税率は9.5%)、特に輸送機械(平均31.3%)、衣料品(平均29.8%)で高水準となっている。個別品目としては、自動車(最高80%)、洗濯機・冷蔵庫(最高30%)、銅製のテーブル(最高20%)、ポリエチレン(最高12.5%)に加え、タイ国内で生産されていない品目(自動車用ステンレス鋼30%等)にも高関税品目がある。非農産品の平均譲許税率は24.2%であり、予見可能性の観点からも譲許税率の引き下げによる実行税率との乖離の是正が望まれる。また、譲許率については輸送機械の24.7%をはじめとし

て相対的に低く、非農産品全体で72.6%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品(実行税率最高42%)、自転車(実行税率10%)、玩具(実行税率80%)、家具(実行税率80%)等がある。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

また、2005年9月に日タイ経済連携協定が大筋合意に至ったことから、我が国から輸出する自動車部品(生産用部品)や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、我が国からの市場アクセスの改善が図られることとなった。

アンチ・ダンピング

日本産熱延鋼板に対する AD 措置

<措置の概要>

2002 年 3 月、タイ国内の鉄鋼メーカー 5 社は、我が国を含む 14 カ国の熱延鋼板の輸入に対し AD 調査申請を行い、2003 年 5 月、タイ政府は当該製品について AD 措置の発動を決定、我が国の熱延鋼板には 36.25 % の AD 税が賦課された。

そもそも、我が国からタイに輸出される熱延鋼板は、タイ国内で冷延加工を行った後、自動車・家電メーカーに供給される高品質のものであり、タイ国内の鉄鋼メーカーが製造困難な製品である。しかしながら、タイ国内鉄鋼メーカーは調査申請時より一貫して、当該鋼板を製造可能であると主張していた。AD 調査最終クロ決定を踏まえ、タイ政府は、国内鉄鋼メーカーの主張を確認するために、タイ国内鋼材をユーザーが試験的に使用する使用試験を開始した。しかし、品質面の問題もあり、試験期間中、タイ国内メーカーからユーザーに対し、十分な熱延鋼板の提供がなされていない状況が続いている。

<国際ルール上の問題点>

タイ国内で生産される「同種の製品」と我が国企業が輸出する熱延鋼板は、その品質が大きく異なるため、市場においても競争関係を形成していない。競争関係にない別個の産品を同一の産品として評価することは、ダンピングの有無の決定、国内産業の範囲の認定、国内産業の損害の有無の認定、国内産業の損害との因果関係の認定等において適切な判断を為し得ないはずであり、このため本調査の結果は、AD 協定第 2 条、3 条及び 4 条に照らし問題がある。

タイ政府は、2003 年 5 月 26 日付で本件調査における最終決定に関する公示を行ったが、これらの文書におけるタイ政府の判断の根拠となった事実関係、データ等についての開示の程度は、AD 協定第 12.2 条、12.2.2 条に規定する当局の義務を全く満たしていない。例えば、調査対象産品の範囲について我が国企業は、「タイ国内で生産される「同種の製品」と我が国企業が輸出するリロール熱延鋼板とは品質が異なるため競合せず、よってタイ国内産業に損害を与えていない。」との主張をするとともに、それを立証する証拠等を調査過程において提出している。タイ政府は、本件調査の最終決定文書において当該主張及び証拠の採用を拒否したが、その理由に関しては全く具体的な証拠を示さないうばかりか、我が国企業の主張に対する反論を含め、自らの主張の正当性を提示しなかった。

また、本件調査の重要事実の開示文書においては、調査対象産品となっている我が国からの輸出品について、どのような「実証的な証拠」に基づきこれがタイ国内産業に損害を与えたか、についての説明が十分に行われていない。特に、AD 協定第 3.4 条において当局が検討すべき 15 項目に係わるデータについては、その実数データが示されていないため、利害関係者たる我が国企業は、何ら有効なデータ分析をすることが出来ず、反論できる範囲が限定され、自己の利益擁護の機会が失われた。このような状況は、AD 協定第 6.1 条に照らして問題がある。

<最近の動き>

2005 年 9 月及び 2006 年 9 月に行われた年次見直し調査の結果、我が国調査対象企業の一部に対するダンピング・マージンは当初の 36.25 % からかなり低くなったものの、本見直しにおいても初回調査と同様に競争関係にない別個の産品が同一の産品として評価されており、また、

その他の上記問題点についても、改善が図られていない。我が国としては、今後も引き続き、本件 AD 措置に係るタイ政府の運用を監視していく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、商務省の外資政策により、エンジニアリング業、各種小売業等ほとんど全てのサービス業への外国企業（資本の半分以上が外国人所有の法人）の参入が規制されており、外国企業がサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。参入が可能であるのは、一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、ホテル業、建設業などの6業種に限られている。また、残りの制限業種については、マスコミ、土地取引など9業種を除き、制度的には許可を受ければ参入できるようになっているが、必ずしも許可される訳ではない。

また、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直す方向となっている。外国人事業法改正案では、出資比率が50%未満でも外資の議決権が過半にあれば外国人企業と定義する方針であり、また違反した場合の罰則も厳しくする。また、外資の参入を規制する業種として、会計・法律・建築・広告などのサービス業が規制される方向である。

タイは、サービス協定に基づくサービス貿易の自由化約束において、議決権に係る留保を行っていないところ、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

タイにおける主な外資制限は以下のとおりで

ある。

（金融）

保険業においては外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限されている。なお、金融業に関しては、向こう5～10年の金融業の開発をおこなっていくため、2004年1月に中銀から「金融マスタープラン」が発表されており、ライセンス制度の見直しなどが行われていく予定になっていたが、現在のところ特段目新しい動きは無い。

（電気通信）

2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたものの、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、タクシン一族保有のシン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本買収については、議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者にあり、政権交代と共にタイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、上記外国人事業法改正の発端ともなっている。

（流通）

1999年の外国人事業法の改正により、小売業については最低資本金1億バーツ以上であり、各店舗が2000万バーツ以上となる場合、また卸売業についても最低資本金1億バーツ以上の場合、外資参入が可能となっている。この条件を満たさない場合には、他の業種と同じように外資の上限は50%未満となっている。

なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケット

のように食品を扱う小売への参入は、外資 50 % 未満の制限がかかることになる。

(広告)

広告についても外資比率が 50 % 未満に制限されている。

<国際ルール上の問題点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、サービス

協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

<最近の動き>

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達している。また、二国間政策対話、WTO サービス交渉や EPA 交渉等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

2. インドネシア

数量制限

(1) 輸入数量制限

<措置の概要>

インドネシアにおいては、米、塩などについて国内産業保護を理由に、一時的な輸入禁止措置を講じている。また密輸対策等の理由で、輸入許可制度、船積み前検査などの措置が実施されている。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、GATT 第 11 条(数量制限の一般的廃止)に抵触する可能性があり、我が国としては、WTO 協定に照らし是正するよう求めていく必要がある。

<最近の動き>

米の輸入は、農業大臣が定める収穫期間とその前後合わせて 3 ヶ月間は禁止されることとな

っており、国内の需要状況に応じて商業大臣がその短縮・延長を決定することとなっている。2006 年は雨期の始まりの遅れから生産量の低下が予測され、米価が高騰したため、インドネシア政府は 50 万トンの緊急輸入を決定した。塩の輸入については、指名輸入業者のみに限定されていたが、2005 年 9 月 30 日の商業大臣令により、食卓塩を除く未加工・濃密・水溶性の採掘塩及びその他の塩について塩製造輸入業者にも開放された。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため 2003 年に規制が開始されており、2005 年末の見直しによって 2007 年末までの継続が決定している。輸入が認められる中古資本財の品目は、機械工具・機器、原子炉・蒸気ボイラー・エンジン等、録音用オーディオ・ビデオ機器、自動車、航空機、コピー機などであるが、工場移転を含む輸出・投資の拡大を条件にこれら以外の品目も商業大臣等の許可により可能となる。なお、中古自動車については、別の規定により輸

入可能な車種を規定すべく現在検討中の状況である。

輸入許可制度、船積み前検査については、2002年以降、密輸や不正輸入の増加で、安価な製品が国内市場に流入し、国内産業が被害を受けているとして、輸入者規制を強化する措置が導入されてきた。2002年3月には、特別輸入業者証番号制度(NPIK)を導入し、米、小麦、繊維製品、履物、電機製品、玩具、大豆、砂糖の8業種品目については、当該番号の取得者のみに輸入が制限された。その後、鋼材については、同年11月に輸入許可制度、船積み前検査が導入された。また、繊維については、同年、輸入者を製造業者に限るなどの規制がなされ、2003年には、船積み前検査が導入された。これらの規制のうち、鋼材については日系企業からの関心が強かったところ、2004年2月に、鉄鋼市況の高騰や業界からの規制緩和要求を背景に、鋼材の輸入許可制度、船積み前検査ともに廃止された。また、繊維・繊維製品については、2005年にそれまでは製造業者に限られていた輸入が、商業大臣に指名された企業にも認められるようになった。

(2) 丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、これまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた高額輸出税につき従量税方式(材積当たり)から従価税方式(価格当たり)に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、1999年12月に15%にまで引き下げた。これら改定と同時に丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を含めた輸出規制等を公布した。更に、インドネシア政府は、違法伐採対策として2001年10月に丸太・チップの輸出停止、2004年10月に、ラフ製材品(枕木含む)の輸出

禁止、2006年3月に小口断面積4,000平方ミリメートル以上等の加工度が低い木材の輸出禁止を行った。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出総量設定については、産品輸出の制限としてGATT第11条に違反する可能性が高く、我が国としては、WTO協定に照らし是正するよう求めていく必要がある。

<最近の動き>

わが国は、本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を口実として国内産業の保護を行っている可能性があることから、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行うとともに、バイ協議の場でも問題提起を行ってきた。2006年についても、WTO新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループ及び日インドネシア経済連携交渉の場において、上述のような、我が国の主張を申し入れてきた。

関 税

(1) 高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が96.1%まで向上したことは評価される。しかし、大部分の品目において譲許税率は40%又は30%であり、平均譲許税率も35.6%と高水準である。非農産品の平均実行税率は6.8%と比較的低いが、繊維・繊維製品(平均10.5%)、輸送機械(平均12.2%)、電気機器(平均6.0%)等の関税水準が高くなっている。

2004年に取りまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日より農

産品、水産品、鉄鋼、陶器、医薬品の 6 分野の 1,962 品目について、2010 年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005 年 12 月にも、同調性計画に基づき、農機具、完成車（自動車、二輪）、AV 機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量 1.5～3 リットルのガソリン車、同 2.5 リットルのディーゼル車について、2006 年現在の関税率は 60 % であるが、2010 年には 40 % まで引き下げられることとなった。また、AV 機器や家電製品の関税率についても現在の 15 % から 10 % まで引き下げられることが決定された。

引き続き、これらの計画の実施状況及び計画実施後の高関税品目の扱いが注目される。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高める観点から、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

また、2006 年 11 月に日インドネシア経済連携協定が大筋合意に至った。同協定の発効により、殆ど全ての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、我が国からの市場アクセスの改善が図られることとなる。

(2) デジタルカメラの関税賦課に関する問題

<措置の概要>

インドネシアは、ITA 対象品目であるデジタルカメラについて、2003 年には 5 % の関税を賦課していた。その後、2004 年 1 月の ASEAN 統一品目表導入を契機に、デジタルカメラの関税分類を変更し、産業界の輸出関心がある動画機能付デジタルカメラは、ITA 対象外として、15 % の関税が賦課された。

<国際ルール上の問題点>

1996 年のシンガポール WTO 閣僚会議において、情報技術（IT）製品の関税撤廃が合意され（情報技術協定（ITA））、インドネシアは、2002 年までに対象製品を無税譲許することに合意した。ITA の対象品目リストには、「Digital still image video cameras」が含まれている。従って、デジタル方式の静止画像を記録するカメラについては、無税譲許することが合意されている。この無税の供与は、分類変更の如何に拘らず維持する義務があり、無税譲許しているデジタルカメラに対する関税の賦課は、GATT 第 2 条違反の疑義がある。

<最近の動き>

我が国は、WTO・ITA 委員会において、問題提起するとともに、バイ交渉の機会など、あらゆる機会を通じて本件の問題解決に向けた取組を行った。また、産業界からは本件を WTO 紛争解決機関に付託するよう要請する文書の提出もあり、WTO 紛争解決手続の活用を視野に入れた検討を行った。

2006 年 7 月、高級事務レベルの二国間協議において、我が国は、ITA に基づくインドネシアの WTO 協定上の義務に沿って、関税を撤廃するよう要請した。これに対してインドネシア側

は、動画機能付デジタルカメラの関税を、2007年1月に現在の15%から10%に、2008年1月に5%、2009年1月に0%に、最恵国待遇ベースで除々に削減する旨を約束した。2006年10月には、両国の閣僚間でも確認を行った。

これを受けて、2006年10月のITA委員会において、両国から、動画機能付デジタルカメラはITA対象製品とし、2008年までに段階的に関税を引き下げることに関意し、本件は解決した旨を報告した。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

インドネシアでは、2000年7月20日付大統領令96号、8月16日付け118号により、外資参入に関する規制業種を示すネガティブリストの改訂が実施され、大規模小売業（モール、スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンター）や大規模流通業（流通業、卸売業、輸出入業）、市場調査サービス、港湾以外での保管サービスなどが規制業種から外された。また、外資出資比率95%以下に限定されているものの、従来は外資参入が閉鎖されていた医療サービスでの参入が可能となった他、航空輸送や通信（マルチメディア産業を含む）も同時に開放された。こうした一連の規制緩和は評価できるものの、バス・タクシー業、民間テレビ・ラジオ放送、映画作成事業（技術サービス、フィルム輸出入、フィルム流通業など）は未だ規制業種である。

外資導入促進により国家経済の立て直しを図る政策を採ったメガワティ前政権時から制定が期待されてきた新投資法案は、2006年3月に国会に上程された。内容としては、①現行の外国

投資法（67年法律第1号、以下旧法という）と内国投資法（68年法律第6号）及び外国投資改正法（70年法律第11号）を一本化した投資に関する初の統一法案、②ポートフォリオ投資のような幅広い資産形態での投資が可能、③内資・外資の差別撤廃、④現行法で含まれていない石油・天然ガス、金融・保険分野もカバー、⑤国家経済への貢献が高い/優先度の高い投資には財政面、許認可サービス面でインセンティブを供与、⑥投資調整庁（BKPM）による事業許認可制度は廃止され、投資プロモーション・投資政策の検証などを行うことを明記、⑦財政的便宜、サービス便宜、投資関連情報取得の支援などを目的とする「統合サービス」を新たに規定、⑧投資許認可面で権限を有し、中央及び地方政府からそうした権限の委譲を得た組織及び機関が「統合サービス」を実施、等が規定された。

しかし、①旧法で規定されていた、BKPMが発給してきた恒久的営業許可書（ITU）による事業活動の有効期間（30年）や、外資100%出資の場合の地場企業・個人への資本移譲期限（事業開始より15年以内）に関しては、新法案では見当たらず、取り扱いが不透明、②中央と地方行政の権限分担が不明確、③財政的優遇措置・便宜（インセンティブ）に関する詳細な規定が無い、④これまで議論されてきた許可制度から登録制度への移行や投資手続き面での簡素化について明確な規定がない、⑤「統合サービス」を実施する機関が明確となっていない等のような課題もあり、国会での審議が長引いている。投資家からは、新投資法とそれに関連するネガティブリスト等の法規制の一刻も早い制定が期待されている。

インドネシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

（電気通信）

インドネシアにおいては、2000 年 9 月 8 日に改正通信法が施行され、旧通信法（1989 年法律第 3 号）で保護されていた国の独占の打切りが決定された。2003 年 8 月、インドサット社が独占していた国際通信業務へのテレコム社の参入が認められたことにより、当国の通信業界は独占から 2 企業による複占体制への規制緩和が大きく進展したことは評価される。この他、インドサット社の政府保有株 42 % がシンガポール・テクノロジー・テレメディア社に売却されたことを受け、2003 年 3 月インドサット社は外資系企業として民間企業に法人形態を変更したことは、民間企業の実質的参入を促す大きな転機として捉えられる。また、2004 年 5 月、テレコム社の独占していた市内及び長距離電話事業に、インドサット社の事業参入も認められ、同社は新たな長距離通話網の施設を進めるとともにテレコム社との相互接続についても合意している。

（流通）

インドネシアでは、外国投資法により、流通業への外資参入が制限されているが、1998 年 1 月 15 日の IMF 合意に基づく同年 1 月 21 日付け政令第 15 号及び 16 号により、同年 3 月 31 日から、製造業の外資企業により設立された小売業を営む法人（外資 100 % 又は内外合弁）が、同企業の製品及び他企業の製品を最終需要者に販売すること並びに輸出入業務を行う企業が、小売業者として商品を販売することが認められることになった。加えて、政府は 98 年 7 月 2 日付け大統領令 99 号により、小規模地元事業者との提携を条件として、分野にかかわらず、卸・小売分野での外資の参入が認められるようになった。

（音響映像、広告等）

インドネシアは外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は 100 % インドネシア資本の企業に限られている。例えば、米国映画の輸入・国内での配給は特定の団体を通す必要がある等、諸外国の映画産業が影響を受けている。また、広告業についても 2000 年 8 月の大統領令第 118 号で開放された外国投資規制対象業種に含まれておらず、合併企業の形態も含めて依然として外資に対して閉鎖されているものと考えられる。ただし、インドネシア広告業協会（P3I）によると、同協会加盟企業約 200 社のうち、約 15 % が外資企業と何らかの資本・提携・協力等の関係にあるとされ、これらの企業はインドネシアの広告市場の約 50 % を占めているとされている。外資系広告関連企業は、直接の投資が閉鎖されているため、関係する他業種企業を通じた出資により地場企業と合併する、いわゆる「迂回投資」を取っている模様である。民間テレビ・ラジオ放送については、外資サポートを受けることを禁じた 1997 年法に代わる新たな放送法（法律 2002 年 32 号および政令 2005 年 50 号）により、設立時における参入は認められないものの、増資・拡張の際に最大 20 % まで外資の参入が認められることになった（初期投資はインドネシア人又はインドネシア人が 100 % 保有するインドネシア法人に限る）。

＜国際ルール上の問題点＞

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じてサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らし

て、自由化に向けた取り組みが望まれる。

＜最近の動き＞

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や WTO サービス交渉や EPA 交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

知的財産保護制度

意匠の新規性

＜措置の概要及び国際ルール上の問題点＞

インドネシアの 2000 年意匠法は、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は新規であるものとみなされると定めている（第

2 条 2 項）。実際の審査においては、事前に公表された意匠と全く同一である意匠以外は新規性があるものとして意匠登録が行われることがあるため、実質的に複製である意匠を用いる製品の製造等を防止するという意匠権者の権利行使（TRIPS 協定第 26 条）に困難が生じる場合があった。

＜最近の動き＞

この意匠の新規性の解釈問題については、2005 年 12 月、インドネシア最高裁判所が TRIPS 協定第 25 条 1 項を引用し、「事前に公表された意匠と著しく異なる場合」に新規性があるとの判断を下したが、その後再審要求が受理された。今後、再審の動向と共に意匠審査における運用を注視していく必要がある。

3. マレーシア

内国民待遇

自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題

＜措置の概要＞

マレーシアでは、特定の同国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し（現在はプロトン社、プロドア社、イノコム社、マレーシアトラック&バス（MTB）社の 4 社）、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。具体的には、物品税の適用税率につき、国民車に対しては 50 % から 100 % の減免がなされてきたことが報告されている

（本措置は 2001 年度に行われた WTO 貿易政策検討制度（TPRM）の対マレーシア審査においても報告されている）。

2004 年 1 月 1 日には、マレーシア政府は、完成車（CBU）とノックダウン（現地組み立て）車（CKD）の新輸入税率及び新物品税率に関する新政策を施行し、新たに国内生産車以外にも物品税を賦課することとした。これによると、乗用車の CBU の輸入関税は、ASEAN 諸国に適用される共通効果特惠関税（CEPT）が 20～110 %、非 ASEAN 諸国に適用される MFN 関税が 0～100 % 引き下げられることとなったものの、新たに物品税が 30～100 % 課されることとなった。また、乗用車の CKD は、CEPT が 0～55 %、MFN は 0～45 % 引き下げ

られたものの（但し一部製品については引き上げ有り）、物品税が 0～60 %引き上げられた。

その後、2005 年 10 月 19 日に発表された自動車政策並びに新関税率及び新物品税率により、乗用車の CBU については、CEPT が一律 15 %、MFN 関税が一律 30 %に引き下げられ、物品税については、10 %～50 %分引き下げられた（2,500 cc 未満のバンと MPV については 15～20 %引き上げ）。また、これまで、輸入完成車にかかる関税及び物品税は、それぞれ CIF 価格を基準に課されていたが、今回の改正で、Tax on Tax 方式（CIF 価格に関税を乗せた価額を基準に物品税を課す）に変更された。

なお、マレーシア政府は、物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税障壁を設けているとの報告もある。具体的には、輸入ライセンス（AP：Approved Permit と呼ばれる）が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している模様である。この制度の運用いかんでは、日マレーシア間で締結された EPA による効果にも影響する可能性があるため、透明で公正な運用が強く望まれる。

<国際ルール上の問題点>

そもそも、国民車の定義が曖昧で不明な点が多くあるが、物品税については、事実上、国産品である国民車を優遇している可能性が高く、GATT 第 3 条 2 項の「内国税に関する内国民待遇」違反が問題となる。

また、仮に輸入許可制度を通じた輸入台数規制の実施が事実であれば、輸入台数規制については GATT 第 11 条の「数量制限の一般的廃止」違反、ブミプトラ系企業を優遇する点につ

いては GATT 第 3 条 4 項の「法令及び要件に関する内国民待遇」違反の可能性がある。

<最近の動き>

物品税については、差別的取扱いが解消されつつある模様であるが、明文化された措置ではないため、引き続き注視が必要である。

AP 制度については、2006 年 3 月に発表された新しい自動車政策によると、マレーシア政府は 2010 年末までに撤廃すると明言する一方、当面は引き続き自動車メーカー各社の輸出実績・現地生産量等に基づき、同制度を継続させるとしている。かかる状況の下、直接的な因果関係は不明なものの、タイ政府がマレーシア製自動車に対する特惠関税適用の凍結を通知するなど貿易自由化に逆行する動きが出てきている。我が国としても、マレーシアの自動車政策が WTO 協定に整合的に運用されるよう、引き続きマレーシア政府に求めていく必要がある。

数量制限

(1) 関税法に基づく輸入制限

<措置の概要>

マレーシアにおいては、1967 年関税法（Customs Act 1967）第 31 条に基づく 1998 年関税（輸入禁止）令によって、①完全輸入禁止品目（紙幣、有毒化学物質、武器等 15 品目）、②条件付き輸入禁止品目（国内産業を保護する目的と見られるカセット・ビデオ用磁気テープ、全てのカラーコピー機、完成自動車等 40 品目）、③国内産業保護のための暫定的輸入制限品目（鉄鋼製品、セメント、コーヒー等 21 品目）及び④品質管理のためマレーシア又は輸出国の関係当局の品質・安全証明を必要とする輸入方法・手続に条件がある品目（肥料、家庭用電気

製品等 53 品目)の 4 つの分類に従って輸入制限が実施されている。

＜国際ルール上の問題点＞

当該輸入規制が GATT 第 20 条によって正当化されない措置であれば、GATT 第 11 条(数量制限の一般的廃止)に違反する。

＜最近の動き＞

我が国は、輸入方法・手続に条件がある品目については、そもそも当該手続きに不透明な部分があるため、「手続きの透明化」につきマレーシア政府に要請してきたところである。また、当該輸入規制が輸入数量制限目的の措置であれば、GATT 第 11 条(数量制限の一般的廃止)に違反する可能性がある旨を再三指摘しているところである。

(2) 丸太の輸出規制等

＜措置の概要＞

マレーシア半島部では自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985 年から小径木を除く全ての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996 年 11 月から年間 200 万立方メートルを上限とする丸太の輸出を規制している。更に、州内の家具製造業界への資材確保のため、2000 年 8 月にセランガン・パトゥの丸太・製材の輸出を禁止した。(なお、2000 年 12 月には許可格付業者が格付認定した一部の丸太・製材については輸出が許可されるようになった。)またサラワク州では、1999 年より丸太生産量の一定割合を州内加工用とし、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。

＜国際ルール上の問題点＞

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT 第 11 条に違反する可能性があり、我が国としては、

WTO 協定に照らし是正するよう求めていく必要がある。

＜最近の動き＞

我が国は、本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を口実として国内産業の保護を行っている可能性があることから、WTO 新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行うとともに、バイ協議の場でも問題提起を行ってきた。2006 年についても、WTO 新ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループに問題提起を行っている。

関 税

鋼板の関税引上げ措置

＜措置の概要＞

マレーシアは、2002 年 3 月 15 日に、熱延鋼板や冷延鋼板など鉄鋼製品 199 品目の輸入関税について、今までの 0～25 %を最大 50 %に引き上げる措置を行っている。

＜国際ルール上の問題点＞

本措置は、当該品目が非譲許品目であることから、WTO ルールに違反するものではないが、その引き上げ幅は大きく、貿易への悪影響が懸念される。このような大幅な関税引上げは、事業者の予見可能性を著しく損ない、円滑な事業活動に支障をきたすおそれが高いことから、WTO 加盟国は、このような非譲許品目を可能な限り譲許すべきである。

＜最近の動き＞

関税引き上げ措置がとられたことを受けて、我が国政府としては、マレーシア政府に対して累次にわたって当該措置の撤回を申し入れてき

たところ、2006年7月に日馬EPAが発効したことにより、我が国からマレーシアへ輸出する実質全ての鋼板の実行税率は無税とされたため、上記措置が我が国産業界に影響を及ぼすことはなくなった。

しかし依然として、マレーシア政府は当該措置を維持しており、自由貿易を促進し、経済厚生を高める観点から、当該措置は是正されることが望ましい。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

外国投資委員会(FIC)はブミプトラ政策に基づくガイドラインの具体的運用により、小売業、貿易業、印刷業、運輸業、住宅開発業、建設業等への外国資本の参入に認可を与えている。

従来、これら業種への外資の参入は70%の国内資本(うち30%をブミプトラ資本)が条件となっていたが、2003年5月21日に発表した景気刺激政策の中で、サービス業投資に関する出資規制の緩和が盛り込まれ、個別業種毎に規制は残っているものの、基本的には新規投資について、ブミプトラ資本30%が出資されれば、残りの部分に対しては外資の出資が認められることになる。

また、2004年8月1日からFICによる認可手続きが簡素化され、これまでFICの認可が必要であった1,000万リンギ以上の企業合併・買収、15万リンギ以上(ジョホール州、セランゴール州、ペナン州は25万リンギ以上)の不動産売買についてはFICに申告するだけで事業を行うことが可能になった。さらに、2006年11月1日からは、25万リンギ以下の居住用不動産取得についてFICへの申請が不要とな

った。

個別業種ごとの外資規制に関して言えば、自社トラックを所有し運送業を営むためには、外資出資制限としてブミプトラ資本が50%以上要求される。また、金融業、保険業では、国内市場での営業活動を行おうとする場合、国内企業の保護育成の観点から実質的に外国資本の参入は認められていない。他方、1997年に発生したアジア通貨危機により既存企業の経営体力が低下したことを受け、運輸・通信業の一部ではガイドラインによらない運用がなされている他、製造業に直結したサービス業では工業開発庁(MIDA)における独自の審査を行う動きも出てきた。第9次マレーシア計画案においては、時勢にあった効率的な流通・サービスを行うため、ビジネス慣行の構造的変化を図るとともに、公正な取引を実施していく必要があるとして、政府は法制度・ガイドラインの整備を進めるとしている。その一環として、公正貿易法(Fair Trade Practices Law)の制定のほか、公正貿易慣行委員会、公正貿易慣行申立裁判所を段階的に設立していくとしている。しかしながら同案は、流通・サービス業におけるブミプトラの参画拡大を謳っており、2007年4月以降の発表に向けて注視が必要である。

なお、2006年8月にMITI(通商産業省)が発表した第3次工業化マスタープラン(2006-2020)においてもサービス産業の法制度・ガイドライン整備が確認されたほか、競争力がついたものから順次自由化しているとしている。なお、同マスタープランにおいて、製造業ライセンス取得に関する変更点が打ち出された。内容としては、これまで工業調整法によりライセンス取得が免除されてきた企業(株主資本金250万リンギ以下で常勤従業員75人以下)も、一様に製造ライセンス取得が必要とされている。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

(金融)

政府によって資本市場及び金融市場の長期基本計画であるマスタープランが2001年2月及び3月に発表され、概ね順調に実行されている。資本市場マスタープランでは、国内証券市場への投資増加のため、①証券会社への外国資本の出資比率緩和、②従業員積立基金（EPF）の資産運用規定の緩和、③コーポレートガバナンスの徹底と小株主の保護、④イスラム金融市場の育成等が盛り込まれた。2004年4月から、外貨預金口座に関する外貨保有限度額の引き上げや、先物為替予約・スワップ取引に関する規制緩和等が行われた。証券会社と投資銀行は共に49%と外資出資比率が制限されている（2005年3月に、中央銀行から、「投資銀行設立のフレームワーク」が発表された。この通達により、投資銀行外資資本規制がこれまでの30%から49%に引き上げられた）。金融市場マスタープランでは、2007年までに既進出の外国金融機関の支店開設許可、外国銀行へのフルバンキングライセンス賦与がなされることとなっており、このうち、商業銀行の支店増設が認められた。（現在、マレーシアには外国銀行が13行あるが、そのうち、7行が支店4店舗設立のための申請を行い、設立許可を取得している。このうち、5行については、すでに4店舗支店を設立し、業務も開始している。）

(電気通信)

現在、電気通信分野の外資出資比率は原則30%までに制限されている。またサービス内容や対象とする顧客によって、付与されるライセンスが異なるが、このうち、「個別ライセンス」は、一般携帯電話サービスやIP電話、衛星放送な

ど、より広い顧客向けのサービスが可能だが、外資出資は30%までしか認められない。しかしながら「クラス・ライセンス」は、ニッチ顧客向けサービスもしくはサービス内容そのものを限定するが、マレーシアにて設立された法人であることを条件に、外資100%の出資が認められている。

(流通)

政府は、2004年1月から5年間、過剰出店と地場零細小売店の保護を目的とし、クアラルンプール周辺のクラン・パレー、ジョホール・バル、ペナンの3地域でのハイパーマーケットの新規出店を禁止している。ただし、発表前（2003年10月以前）に認可を取得したハイパーマーケットについては出店が認められる。また、2004年12月に発表した「流通取引サービスにおける外資系参入のガイドライン」は、企業に新たなコストを強いる点があり、近隣諸国との競争に対応できない、などの問題があることから外資系企業などからの反対意見が相次いでいたため、政府は2005年9月に同ガイドラインの改訂案を発表した。従来以上に規制が厳しくなったものや、今後の競争力に悪影響を与える可能性がある問題点として、製造会社の販売会社設立要件が挙げられる。改訂案では、製造会社が国内販売を行う際、別途販売会社を設立しなければならないと定められており、自社製品と他社製品を取り扱う場合の区別がなく、どんな場合でも製造会社は国内販売を行ってはならないとしている。これが施行されれば、進出企業にとって新たなコスト増につながる事が予想される。

もう一つの問題点として、FICの緩和措置適用の排除の問題がある。前述どおり外国企業のサービス産業への出資に際しては、プミプトラ資本が30%を満たし、かつ払い込み資本金100

万リングが条件とされており、その認可は FIC が行っている。しかし、改訂案では、FIC が決定した外資出資比率条件が改訂ガイドラインに比べ投資家にとって好条件である場合、その優遇決定条件は適用しないとしている。既進出企業は FIC の基準に基づいて既に認可を受けており、今後、改訂案が適用されれば、事務所の移転や拡張などに際し、これまでより不利益な条件を課される可能性がある。

このほか、ブミプトラ資本 30 % の達成についてはこれまで猶予期間が与えられていたが、改訂案は猶予期間を廃止している。また、サービス産業の外国人ポストの定義が製造業と異なるなど、不明瞭な部分が残る。

ガイドライン発表後、進出企業の中には、当初は払い込み資本金が 100 万リング以下で認められていたにもかかわらず、ビザ更新の際、100 万リングに引き上げないと就労ビザを発給しないと通告されるなど影響も出てきている。

< 国際ルール上の問題点 >

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが望まれる。

< 最近の動き >

2006 年 8 月の日 ASEAN 経済大臣会合における二国間協議において、「流通取引サービスにおける外資系参入のガイドライン」に係る懸念を採り上げたところ、マレーシア政府から問題へ対応する旨の回答を得たものの、その後現在に至りガイドライン見直しの話は出ていない。我が国としては、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や WTO サービス交渉や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

4. フィリピン

最恵国待遇

セメント製品に対するセーフガード措置

< 措置の概要 >

フィリピンでは、1998 年以降、インドネシア、我が国及び台湾等からのセメントの輸入量が増加し、国内企業が販売数量低下によるダメージを受けた。これを受け、2001 年 1 月、同国内企業 12 社はセメントの輸入急増を理由に貿易産業省 (DTI) に対しセーフガード措置発動申請を

行った。その後、フィリピン国内の発動手続を経て、DTI は 2001 年 11 月 7 日に暫定セーフガード措置を発動した。その後、関税委員会 (TC) の調査で「重大な損害又はそのおそれ」は認められないと認定されたにもかかわらず、2003 年 6 月 25 日、DTI は確定セーフガード措置を発動した。なお、WTO 加盟国が関税譲許を行っていない品目に関しては、関税引上げに制限はなく、WTO セーフガード協定の適用もない。本件においては、対象品目についてフィリピンが譲許していないため、当該措置は WTO 協定にお

けるセーフガード措置には該当しない（但し、フィリピン国内においてはセーフガード措置として手続が進められた）。我が国としては、上記の点を踏まえ、原則として二国間協議の場において、調査が不十分な中で同措置が発動されたことについて問題提起を行い、遺憾の意を表明し、当該措置の撤廃を要請した。（他方、国内企業（協会）からのセーフガード措置の延長要請を受け、DTIはTCに調査を依頼し、TCは2004年12月16日に公聴会を実施している）。

＜国際ルール上の問題点＞

今回の対象品目は、フィリピンにおける非譲許品目であるところ、当該品目の関税引上げ措置そのものについては、WTO協定との整合性は問えない。しかし当該措置は我が国をはじめ、台湾、インドネシア等特定の輸出国のみが対象となっている一方、中国、韓国、ベトナム等多くの国が対象から外されており、この点で、GATT第1条の最恵国待遇義務に抵触する恐れがあった。

＜最近の動き＞

当該セーフガード措置の適法性及び発動権については、当初からフィリピン司法当局にて争われ、判断が二転三転してきた（高裁はDTI支持、地裁及び最高裁（小法廷）はTC支持）が、2005年8月3日、最高裁（大法廷）の判断が下された。最高裁は、DTIはTCの答申に反する決定をすることはできず、したがって、DTIが2003年6月に発動したセーフガード措置は無効であり、また、当該措置の期間延長も認めないとしている。本判決により問題は一応、解決をみたと言える。しかしながら、セメント輸入に強く反対しているフィリピンセメント製造者協会が上記最高裁判決を不服として再々考を申し立てる（再々考申立は2005年9月13日付け

で却下）等の動きや未だ徴収された関税の払い戻しがなされていないといった問題がみられることから、今後の動向を注視していく必要がある。

関 税

高関税品目

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意の実施後においても、なお、繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等の譲許税率の高い品目が見受けられることから、非農産品の単純平均譲許税率は高く、23.4%である。また非農産品の譲許率は低く、61.8%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは1980年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を2004年までに5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は2003年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000品目以上の関税率が引き上げられ、自動車（最高30%）、一部の繊維製品（最高20%）、電気機器（最高15%）等の高関税品目が存在する。非農産品の単純平均実行税率は5.8%である。

＜国際ルール上の問題点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いこともWTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

＜最近の動き＞

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

また、2006年9月に日フィリピン経済連携協定が署名され、発効に向けた手続きが進められている。同協定の発効により、殆ど全ての自動車、全ての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、我が国からの市場アクセスの改善が図られることとなる。

サービス貿易

外資規制等

＜措置の概要＞

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法(RA 8179)により定められた外国投資ネガティブリスト(2年毎)として発表されている。

現在のネガティブリストは、2004年11月に発表された「第6次外国投資ネガティブリスト」である。外資参入禁止分野の主なものとして、払込資本金が250万米ドル未満の小売業が挙げられる。また、ラジオ放送局の運営は外資比率20%まで、広告業は外資比率30%までなどの制限がある。

主な外資制限は以下のとおりである。

(金融)

銀行分野の外資規制は、1994年5月に成立した外国銀行自由化法(Foreign Banks Liberalization Act FBLA)及び2000年5月に成立した2000年一般銀行法(General Banking Law of 2000)等で規制されている。

外国銀行自由化法では、外銀の進出にあたり、外資の出資比率については60%に制限し、支店

での進出に関しては、外国銀行自由化法成立後5年以内、合計10支店に限って認められた。また、一般銀行法では、外銀の合計総資本を、銀行全体の総資本の30%以下に抑えている。

なお、2001年12月に発出されたDepartment Order No.31-01(その後2006年のDepartment Order No.19-06及びNo.27-06で一部改正)では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課している。フィリピンは約束表上、保険分野の第3モードについて内国民待遇に関し何ら留保を行っておらず、外資に対してのみ上記最低資本金要件を課しているとすれば、本規制は約束違反である可能性があるといえる。

(電気通信)

フィリピンにおいては公益事業がフィリピン資本企業(資本の60%以上をフィリピン人が有している企業)にしか認められていないため、通信分野への外資参入も40%未満に制限されている。

(建設)

外資出資規制は、Foreign Investment Actによるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業(工事会社)については、同リストに掲載されていないため、100%外資の参入が認められていることになっている。しかし、実際に建設業を行うためにはConstructors License Law(CLL法)で、当局から建設許可証を入手しなければならない、CCL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等のRegular Licenseが与えられるが(公共工事・防衛施設工事は25%までに制限)、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限ってのみ有効な許可が与えられる。従って、100%外資による建設会社の設立は可能であるが、実際に業として参入できないのが現状であ

る。

<国際ルール上の問題点>

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではない。

我が国は、WTO 及びサービス協定の精神に照らし、自由化に向けた取り組みが望まれる。

<最近の動き>

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や WTO サービス交渉や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

5. ベトナム

関 税

自動車部品関税の変更

<措置の概要>

ベトナム政府は、2002 年 12 月 4 日、自動車部品関税を 2003 年 1 月 1 日より引き上げる旨の決定を公表した。具体的には、従来の「自動車部品関税制度」(乗用車で CKD 1=40%、CKD 2=20%、IKD=5%(注))に基づく関税率を段階的に引き上げ、2005 年までに一律 70%に変更するというものであった。その後、この関税引上げ案は修正され、CKD 1 カテゴリーは廃止されて完成車と同じ 100%の関税が賦課され、CKD 2 については、2003 年 9 月から 25%に引き上げ、2004 年以降は 45%まで段階的に引き上げていくという内容となった。これに従って CKD 2 の関税については、2003 年 9 月に 25%への関税の引き上げが行われた。

(注) CKD (complete knock down) 1 とは、輸入国での生産工程が塗装・組み立てのみの状態で輸入される。CKD 2 とは、塗装・組み立て・溶接、IKD (Incomplete knock down) は塗装・組み立て・溶接・プレスを輸入国においてなされる状態で輸入される。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム政府は、当該措置は自国の自動車部品産業育成が目的との説明を行っているが、このような大幅な関税引上げを突然公表することは、事業者の予見可能性を著しく損い、円滑な事業活動に支障をきたすものである。また、WTO 加盟交渉中にもかかわらず、このような一方的な関税引上げは、関税その他の貿易障壁の実質的な軽減を標榜する WTO の理念にそぐわない。

<最近の動き>

我が国は、ベトナム政府が、自動車部品関税の引上げを公表して以来、2004 年 9 月のベトナムの WTO 加盟のための二国間交渉や、同年 11 月までの日越共同イニシアティブ行動計画の策定の過程等において、ベトナムに対し懸念を表明してきた。

その結果、2004 年 11 月の同イニシアティブ第 1 回評価・促進委員会において、CKD 部品については、部品毎の関税制度への移行に際して適切な関税設定を行うとともに、部品毎の関税分類制度と CKD 部品を含む包括的な自動車部品の関税分類である「自動車部品関税制度」の両制度が併用されることとなる移行期間中に

は、両制度の並行運用を適切な形で行うことでベトナム側と合意した。また、並行して、WTO 加盟交渉においても、加盟後直ちに部品毎の関税率が 2003 年 9 月の水準（CKD 税率（25 %））を上回らないようベトナム側と合意した。

これらの合意に基づき、2006 年 1 月 1 日より、CKD について、自動車部品毎に関税率の適用が開始され、CKD 部品を含む包括的な自動車部品の関税分類である、「自動車部品関税制度」と並行運用されている。

また、ベトナムは 2007 年 1 月に WTO に加盟したことから、加盟約束に則った関税引き下げの履行が期待される。

（なお、ベトナムの加盟については、資料編Ⅲ、WTO 加盟の現状を参照。）

なお、CKD 2 については、2004 年以降に行われる予定であった関税の引き上げは、現在に至るまで行われていない。IKD についても、5 % のまま変更はなく、税率は維持されている。